

第5次豊川市障害者福祉基本計画策定について

令和8年6月

1 策定の趣旨

現行の「第4次豊川市障害者福祉基本計画」の計画期間が令和8年度で満了するため、時流に合わせた施策の見直しを行い、本市の障害者福祉施策等を総合的かつ計画的に推進するための指針となるよう、次期計画を策定します。

2 次期計画の名称

第5次豊川市障害者福祉基本計画

3 計画の構成と根拠法

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。障害者のための施策に関する基本的な事項を定めます。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である「第7次豊川市総合計画」や「第4次豊川市地域福祉計画」、市の関連計画との整合性を図りつつ策定を行います。

4 計画の期間

計画期間は、令和9年度から令和14年度までの6年間として定めます。

(年度)	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
第5次豊川市障害者福祉基本計画		第5次（本計画）						

5 計画の策定スケジュール

別紙（資料⑤）参照

6 計画の策定体制及び基礎調査

- ① 第5次豊川市障害者福祉基本計画及び第8期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会
当事者団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野からの代表からなる策定委員会において協議します。
- ② 第5次豊川市障害者福祉基本計画検討部会
市役所内の障害者施策に関する関係各課職員からなる検討部会において施策の展開を検討します。

③ アンケート調査及びヒアリング調査の実施

計画策定に当たり、各種施策の基礎資料として活用することを目的として、当事者や支援者の実態やニーズを把握するためのアンケート調査を実施します。

また、障害福祉サービス等の利用者の状況や計画相談支援等の現状、不足感のあるサービス等をニーズ、受け皿の両面から確認することを目的に、新たに相談支援専門員を対象としたヒアリング調査を実施します。

(1) アンケート調査

調査期間（予定）…令和8年7月8日（水）～7月29日（水）まで

調査種類 …3種類

調査方法 …調査票の郵送配布、郵送回収またはWEBによる回答
督促状1回

※一部、視覚障害のある方には点字版の案内文を同封します。

障害者手帳所持者等への調査票には、音声コード及び切り欠きをつけます。

対象者	配布数	対象
①障害者手帳所持者(難病患者含む)	3,000名程度	手帳種別、年齢等を考慮した上で無作為抽出
②障害児通所支援サービス利用者及び18歳未満の障害者手帳所持者	1,300名程度	障害児支援サービス利用児童及び18歳未満の障害者手帳所持者から無作為抽出
③障害福祉サービス事業所	120法人程度	市内の障害福祉サービス提供法人全数

(2) ヒアリング調査

調査期間（予定）…令和8年7月

調査種類 …2種類

調査方法 …調査につながる二次元コードを付記したチラシ（A4）の配布、WEBによる回答（相談支援専門員対象の調査においては、対面によるグループインタビューの実施を予定）

実施対象

対象者	配布数	対象
①当事者団体	7団体	障害者にかかる当事者団体等
②ボランティア団体	20団体程度	障害福祉に関係するボランティア団体
③相談支援専門員	50名程度	市内の相談支援専門員全数

7 現行計画策定以降の変更点について

次期計画の策定にあたっては、現行の「第4次障害者福祉基本計画」をベースとし、国の「障害者基本計画（第5次）（対象期間：令和5年度～令和9年度）」を参考に、直近の障害者福祉施策の動向を反映した計画として策定を行います。

障害者のための施策に関する基本的な事項を定める「第5次豊川市障害者福祉基本計画」については、以下のような国の動向を踏まえて策定します。

■近年の障害者関連法整備の主な動き（現行計画策定以降）

年	主な動き
令和3年	○医療的ケア児支援法の施行 ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体の支援の責務を明記
令和4年	○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進 等 ○障害者雇用促進法の改正・施行 ・短時間勤務の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者を実雇用率で算定できる特例による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上など
令和5年	○こども基本法の施行 ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指す ○障害者基本計画(第5次)策定
令和6年	○障害者差別解消法の改正・施行 ・民間業者の合理的配慮の提供義務 等 ○障害者総合支援法の改正・施行 ・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、「就労選択支援」の創設、対象疾病（難病）の拡大 等
令和7年	○就労選択支援の開始 ・障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるように支援するサービス。アセスメント（評価）を活用して、本人の「希望」「就労能力・適性」「意向」などを整理し、本人に合った就労の選択を支援 ○手話施策推進法の施行 ・手話を言語として明確に位置付け、地方公共団体は、手話通訳者の確保・育成や手話の普及・啓発等の手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を明記
令和8年	○高次脳機能障害者支援法の施行 ・事故や病気による脳の損傷により記憶障害等が表れる高次脳機能障害について、地方公共団体は、障害に対する支援施策を総合的に策定し、実施する責務を明記

8 計画の構成案について

現行の「第4次豊川市障害者福祉基本計画」をベースとしながら、以下のような構成を検討しています。

■計画の構成案

年	内容等
第1章 計画の策定について	計画策定の趣旨や、根拠となる法律や市の関連計画、計画期間など、計画の基本的な概要について示します。 国の福祉施策の動向については、手話施策推進法、高次機能障害者支援法などの新規の方向性や成年後見制度の制度改正など、最新情報を反映します。
第2章 豊川市の現状	障害のある人や取り巻く状況について、統計データ、アンケート結果、ヒアリング結果等からまとめ、現状・課題を整理し、新たな施策体系につなげます。
第3章 計画の基本的な考え方	豊川市における障害者福祉施策の全体的な方向性について、基本理念や計画推進の視点、分野別方針、施策の体系から示します。 ※詳しくは次ページ「9 計画の基本的な考え方について」を参照
第4章 障害者施策の展開	第3章で示した施策体系をもとに、分野ごとに具体的な施策や事業を示します。
第5章 計画の推進体制	計画の推進や、進捗の評価方法について示します。
第6章 資料編	計画策定の経過や用語説明等を記載します。

9 計画の基本的な考え方について

「第3章 計画の基本的な考え方」については、以下のような内容を検討しています。

① 基本理念

現行計画の基本理念は「一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくり」として掲げています。計画策定の根幹をなすものであるため、考え方等については継承することを想定します。

【第4次豊川市障害者福祉基本計画の基本理念】

一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくり

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も社会・経済・文化等の幅広い分野にわたって共に活動することが本来のあり方であるという理念

●リハビリテーション

障害のある人もない人も同じように暮らし、ライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指すという理念。

●ユニバーサルデザイン

合理的配慮にあたり、バリアフリー化などを通じ目指すべき理想とする、あらかじめ、障害の有無等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという理念。

【参考】

●障害者基本計画（5次）の基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める

② 計画推進の視点

基本理念の実現に向けた視点として、原則継続するものと考えますが、国の障害者基本計画（5次）の「各分野に共通する横断的視点」を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【第4次豊川市障害者福祉基本計画の計画策定の視点】

●障害者の主体性・自立性の確立

障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、その主体性・自立性が最大限発揮されるような支援や環境の整備を進めます。

●障害特性や複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害特性や障害の状態、生活実態により、求められる支援は様々です。そのため、障害特性等を踏まえた、きめ細かな支援を行います。その際、外見からはわかりにくい障害について考慮するとともに、状態が変動する障害については障害の程度を捉えることが難しいことに留意します。

また、障害のある人は、年齢や性別にかかわらず複合的に困難な状況に置かれる場合があることを踏まえ、きめ細かな支援を行います。

●障害のある人もない人も互いに支え合う地域社会の構築

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、あらゆる場面において障害への理解を促進し、差別や偏見がない社会の構築を進めます。

また、障害のある人も地域や社会の担い手として活躍できるよう、様々な形での社会参加を促進し、「支え手」「受け手」の関係を越えた、支え合いの基盤を構築します。

【参考】

●障害者基本計画（5次）の各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進【新規】
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

③ 分野別方針・施策の体系

計画目標実現のため設定すべき、計画上の分野に当たるものです。9つの分野ごとに必要な施策・取組等を整理していきますが、今後の施策検討の過程で変更する可能性があります。